産業廃棄物処分委託基本契約書

|  |
| --- |
| 収入  印紙 |

　排出事業者：　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　処分業者：　天塩町長　浅　田　弘　隆　　　（以下「乙」という。）は、

　甲の事業場：　　　　　　　　　　　　　　　　から排出される産業廃棄物の処分に

　関して次のとおり基本契約を締結する。

**第１条**　（法令等の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令並びに天塩町安定型産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例を遵守するものとする。

**第２条**　（委託内容）

　１　（乙の事業範囲）

　　乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可

　証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更

　があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後

　の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

　　処分に関する事業範囲

　　[産業廃棄物]

　　許可都道府県・政令市：北海道

　　許可の有効期限：記載なし

　　事業区分：埋立

　　産業廃棄物の種類：がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、

　　　　　　　　　　　　　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

　　許可の条件：記載なし

　　許可番号：留環生第２９７３号

　２　（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

　　甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりと

　する。（☑を記入）

　　種　　　類：□①がれき類　□②廃プラスチック類　□③金属くず　□④ゴムくず

　　　　　　　　□⑤ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず　□⑥混合物

　　　　　　　　□⑦石綿含有産業廃棄物

　　　数　　　量：①　　　　　ｔ　②　　　　　ｔ　③　　　　　ｔ　④　　　　　ｔ

⑤　　　　　ｔ　⑥　　　　　ｔ　⑦　　　　　ｔ

　　　単価(税込)：①　15,000円　　 ②　15,000円　 　③　15,000円　④　15,000円

⑤　15,000円　　 ⑥　15,000円　　 ⑦　15,000円

　３　（輸入廃棄物の有無）

　　甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載す

　る。（注：下記の①②いずれかを選択すること。）

　①輸入廃棄物：無

　②輸入廃棄物：有

　４　（処分場の場所、方法及び処理能力）

　　乙は、甲から委託された第２項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

　　　事業場の名称：天塩町安定型産業廃棄物最終処分場

　　　所在地：天塩町字更岸5014番地4

　　　処分の方法：埋立

　　　施設の処理能力：面積　3,250平方メートル、　容量　14,500立方メートル

　５　（最終処分の場所、方法及び処理能力）

　　甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 最終処分先の番号 | 事業場の名称 | 所　在　地 | 処分方法 | 施設の処理能力 |
| 留環生  第2973号 | 天塩町安定型産業廃棄物最終処分場 | 天塩町字更岸5014番地4 | 埋　　立 | 面積3,250㎡、  容量14,500㎥ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　６　（搬入業者）

　　第２条第２項の産業廃棄物の同条第４項に指定する事業場への搬入は、次の収集・

　運搬業者が行う。

　　氏名：

　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　　住所：

　　許可都道府県・政令市：

　　許可の有効期限：

　　事業範囲：

　　許可番号：

**第３条**　（適正処理に必要な情報の提供）

　１　甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面

　　をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データ

　　シート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第２版）を参照」）

　　の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

　　　ア　産業廃棄物の発生工程

　　　イ　産業廃棄物の性状及び荷姿

　　　ウ　腐敗、揮発性等性状の変化に関する事項

　　　エ　混合等により生じる支障

　　　オ　日本工業規格Ｃ0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、

　　　　含有マーク表示に関する事項

　　　カ　石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

　　　キ　その他取扱の注意事項

　２　甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点

　　から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面

　　をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

　　　なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅

　　は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、

　　混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ

　　乙と協議の上、定めることとする。

　３　甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙

　　に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン

　（第２版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

　４　甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、

　　虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェ

　　ストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

**第４条**　（甲乙の責任範囲）

　１　乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令等に基づき適正に

　　処理しなければならない。

　２　乙が、前項の業務の過程において法令等に違反した業務を行い又は過失によって

　　甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させ

　　ない。

　３　乙が第１項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は

　　甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）

　　に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

　４　第１項に業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託

　　の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因が

　　あるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

**第５条**　（再委託の禁止）

　　乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただ

　し、甲の書面による承諾を得て法令等の定める再委託の基準に従う場合は、この限り

　ではない。

**第６条**　（義務の譲渡等）

　　乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

**第７条**　（委託業務終了報告）

　　乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を

　作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェスト

　Ｄ票で処分終了報告に代えることができる。

**第８条**　（業務の一時停止）

　１　乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、

　　業務を一時停止し、直ちに甲に該当事由の内容及び、甲における影響が最小限とな

　　る措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わ

　　ないこととする。

　２　甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措

　　置を講ずるものとする。

**第９条**　（報酬・消費税・支払い）

　１　甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。

　２　甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第２条第２項で定める単価

　　（税込）に基づき算出する。

　３　甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担

　　する。

　４　報酬の額が経済情勢の変化及び第３条第２項、第８条等により不相当となったと

　　きは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

**第10条**　（内容の変更）

　　甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合

　　において、契約単価（税込）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に

　　大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

　　第３条第２項、第８条の場合も同様とする。

**第11条**　（機密保持）

　　甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らして

　はならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を

　得なければばらない。

**第12条**　（契約の解除）

　１　甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による

　　催告の上、相互に本契約を解除することができる。

　２　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は反社的会勢力と密

　　接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができ

　　る。

　３　甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡し

　　を受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、

　　次の措置を講じなければならない。

　　（１）乙の義務違反により甲が解除した場合

　　　イ　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を

　　　　遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての

　　　　処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業

　　　　者に自己の費用をもって行わせなければならない。

　　　ロ　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙に

　　　　ないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければな

　　　　らない。

　　　ハ　上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、

　　　　乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、

　　　　甲が負担した費用の償還を請求することができる。

　　（２）甲の義務違反により乙が解除した場合

　　　　乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のも

　　　とにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取るこ

　　　とを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し

　　　当該運搬の費用を請求することができる。

**第13条**　（協議）

　　本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法

　令等に従い、その都度甲乙が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

**第14条**　（契約の有効期間）

　　本契約は、有効期間を　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの

　　　年とし、期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による

　　解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

　　本契約の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各１

　通を保有する。

　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　乙　天塩町長　浅　田　弘　隆　　　　　　㊞